

湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業者選定委員会設置条例

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき実施する湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業(以下「本事業」という。)において、本事業に係る民間事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 民間事業者の選定方法に関すること。
- (2) 実施方針の策定に関すること。
- (3) 特定事業の選定に関すること。
- (4) 募集要項等の策定に関すること。
- (5) 落札者決定基準(選定基準)の策定に関すること。
- (6) 民間事業者による提案書等の審査及び優秀提案者の選定に関すること。
- (7) その他本事業の実施に必要な事項に関すること。

2 民間事業者の選定を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札により行う場合、委員会の会議は、同条第4項の規定に基づく学識経験者の意見聴取の手続きを兼ねるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、新斎場整備運営事業者選定委員(以下「委員」という。)6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、PFI法第11条の規定に基づく客観的な評価の公表日までとする。

2 委員に欠員が生じ、委員を補充する場合は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の責務）

第7条 委員は、公正かつ公平に審議を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、利害関係のある事案については、当該事案に関する第2条第1項に規定する審議に参加することができない。

3 委員は、直接又は間接を問わず、審査事案に関する入札に参加し、又は民間事業者の提案に参画してはならない。

（関係者の出席等）

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見又は説明を聴くほか、必要な資料の提出又はその他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、施設整備課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、委員会の任期が終了した日限り、その効力を失う。

（会議の招集の特例）

3 この条例の施行後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

（湖北広域行政事務センターの特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

4 湖北広域行政事務センターの特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年3月15日条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会の委員の項の次に次のように加える。

湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業者選定委員会の委員	識見を有する委員	
	日額 7,100 円	
	その他の委員	
	日額 4,400 円	